

議案第 58 号

町立瑞穂中学校外 1 箇所屋内運動場等非構造部材耐震化工事請負
契約の変更契約について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 8 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

(提案理由)

本件工事のうち、町立瑞穂中学校屋内運動場において、アスベストの除去工事を追加する必要が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 8 号)第 2 条の規定により、議決を求める。

町立瑞穂中学校外 1 箇所屋内運動場等非構造部材耐震化工事請負
契約の変更契約

平成 30 年 6 月 15 日議決、町立瑞穂中学校外 1 箇所屋内運動場等非構造部材耐震化工事請負契約について、下記のとおり契約を変更する。

記

契約金額「金 132,192,000 円」を「金 134,568,000 円」に改める。

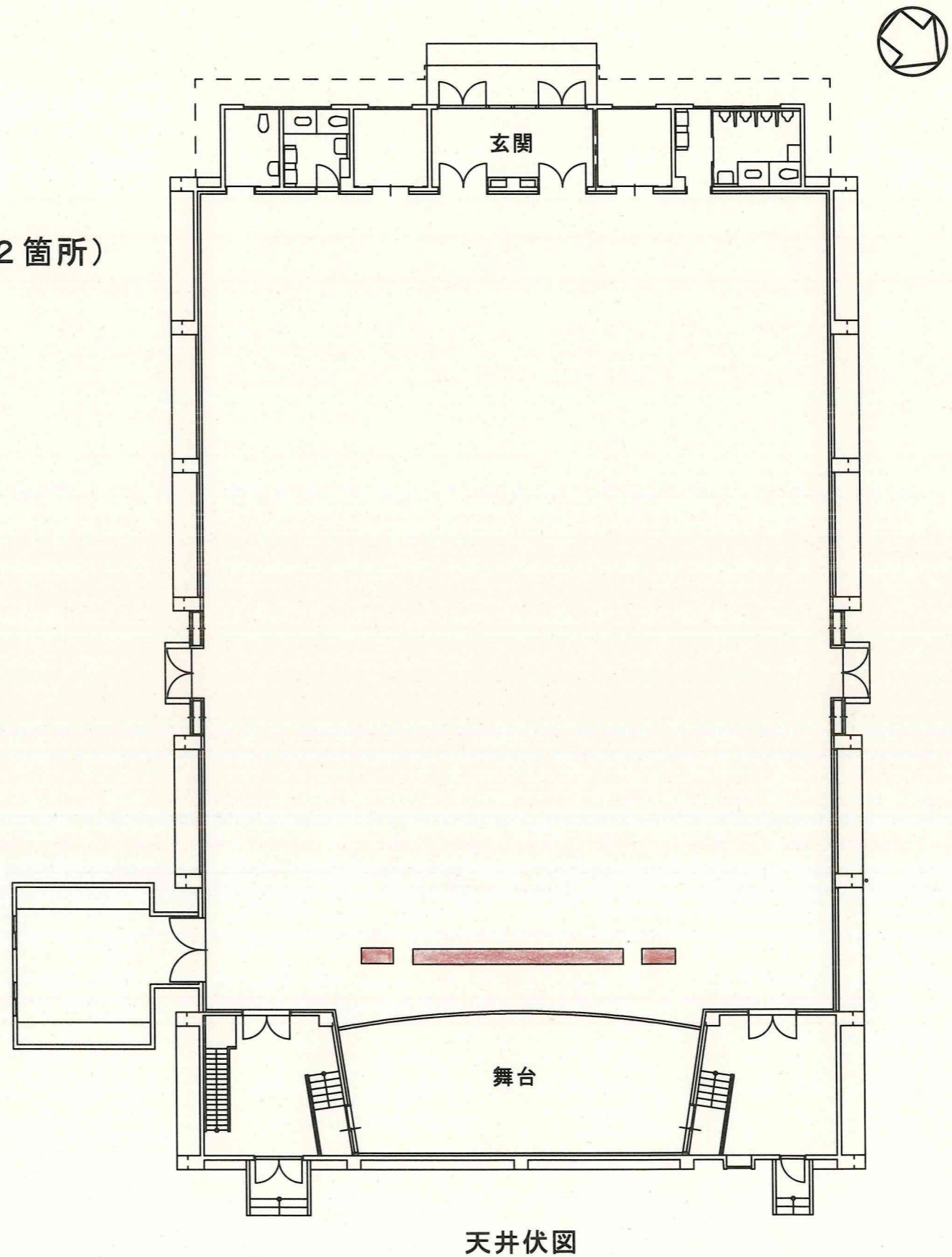
工事件名：町立瑞穂中学校外1箇所屋内運動場等非構造部材耐震化工事
工事箇所：瑞穂町大字石畑1961番地1

添付資料

瑞穂中学校

変更概要

- 1 アスベスト含有断熱材除去工事
7㎡（幅0.5m×長さ10m、1㎡×2箇所）
- 2 工期 変更なし



凡例

アスベスト含有断熱材除去範囲